

議案第49号

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域」を「東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域」に、「東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画」を「東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区計画」に改める。

別表第1 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域の項を同表東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域の項とする。

別表第2 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域の部中東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域A地区の項を東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域A地区の項とし、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域B地区の項を東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域B地区の項とし、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域鉄道施設地区の項を東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域鉄道施設地区の項とし、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区の項を東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域C地区の項とし、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区の項を東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周

辺地区地区整備計画区域D地区の項とし、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域E地区の項を東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域E地区の項とし、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域F地区の項を東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域F地区の項とし、同部を同表東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域の部とする。

別表第3中6の1 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域A地区の部を6の1 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域A地区の部とし、6の2 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域B地区の部を6の2 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域B地区の部とし、6の3 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域鉄道施設地区の部を6の3 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域鉄道施設地区の部とし、6の4 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区の部を6の4 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域C地区の部とし、6の5 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区の部を6の5 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域D地区の部とし、6の6 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域E地区の部を6の6 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域E地区の部とし、6の7 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域F地区の部を6の7 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域F地区の部とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の変更に伴い、当該地区計画の地区の名称を改める必要がある。